

4. 自営業の子ども（世帯主）と同居する方

（子40歳：営業所得390万円、本人78歳：公的年金収入79万円）の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。（世帯主と被保険者の合計所得）

$$\begin{aligned} \text{軽減判定所得} &= \boxed{\begin{array}{c} \text{子ども（世帯主）の営業所得} \\ 390\text{万円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者本人} \\ \underline{0\text{円}} \end{array}} = 390\text{万円} \dots \text{ア} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{年金収入} \quad \text{公的年金控除※1} \\ \text{軽減判定所得} &= 79\text{万円} - 120\text{万円} = \underline{0\text{円}} \end{aligned}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

軽減判定所得 390万円（ア）	>	8.5割軽減判定基準額 33万円
	>	5割軽減判定基準額 61万円 (33万円+28万円×1人)
	>	2割軽減判定基準額 84万円 (33万円+51万円×1人)

被保険者の公的年金額が少なくても、子ども（世帯主）に軽減判定基準額を超える所得があるため、被保険者均等割額の軽減はありません。

○被保険者均等割額 = 45,800円・・・A

(2) 所得割額

$$\begin{aligned} \text{賦課のもととなる所得金額} &= \text{公的年金控除※1} \\ &= 79\text{万円} - 120\text{万円} = 0\text{円} \end{aligned}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

○所得割額 = 0円（賦課のもととなる所得金額）× 8.67% = 0円・・・B

(3) 保険料額

○保険料額 = 45,800円（A） + 0円（B） = 45,800円 (月額 約3,817円)
